

< 公表資料 >

国営事業により整備した農用地、土地改良施設等の有効活用に 関する行政評価・監視の結果

平成 14 年 9 月 24 日
総務省 東北管区行政評価局
(局長 田代 喜啓)

国営農地開発事業等で造成した農用地及び国営かんがい排水事業で整備した土地改良施設の一層の有効利用を図る必要

東北農政局は、
管理不良等となっている農用地の有効活用
低利用となっている施設の有効利用
土地改良施設の安全性の確保
土地改良事業における事務手続の適正化
等について検討を

(本調査の目的、背景)

東北農政局では、国営農用地開発事業、国営かんがい排水事業等種々の土地改良事業を実施しており、これまでに広大な面積の農用地の開発等やダム、頭首工、揚水機場、水路等の土地改良施設の整備を行っているが、これら農用地、土地改良施設等については、その事業目的にそって有効活用を図っていく必要がある。

この行政評価・監視は、各種国営事業により整備した農用地、土地改良施設等の利活用状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

(担当・照会先)

東北管区行政評価局 第二部第2評価監視官 見田 正雄 電 話 0 2 2 (2 6 2) 9 2 4 9
--

第1 実施時期等

- 1 実施時期 平成14年4月～9月
- 2 対象機関 農林水産省東北農政局
- 3 対象土地改良事業実施地区
藤沢地区農地開発事業、 須川地区総合農地開発事業、 薬蓬山麓地区農地開発事業、 雄国山麓地区総合農地開発事業、 郡山東部地区総合農地開発事業、 山元地区農地再編整備事業、 胆沢平野かんがい排水事業、 迫川上流かんがい排水事業、 鳴瀬川かんがい排水事業、 会津北部かんがい排水事業

第2 改善意見の通知（所見表示）

今回の調査の結果、改善を要すると認められる事項があったので、次のとおり東北管区行政評価局長から改善意見の通知（所見表示）を行った。

- 1 改善意見の通知（所見表示）年月日 平成14年9月24日
- 2 改善意見の通知（所見表示）先 農林水産省東北農政局長

第3 行政評価・監視結果の概要

1 農用地の有効活用

【調査結果のポイント】

農地開発事業等により造成した農用地の中には管理不良等となっているものが認められた。

【事例】

薬蓬山麓地区農地開発事業（工期：昭和41年度～48年度）

： 約80ha

須川地区総合農地開発事業（工期：昭和45年度～62年度）

： 約35ha

雄国山麓地区総合農地開発事業（工期：昭和45年度～平成4年度）

： 約68ha

郡山東部地区総合農地開発事業（工期：昭和54年度～平成13年度）

： 約30ha

山元地区農地再編整備事業（工期：平成7～15年度）

： 0.8ha

（注） 山元地区を除き、いずれも土地利用促進協議会等が目視により把握している面積で、農政局では必ずしも厳密なものではないとしている。

【改善意見】

地域の特色や地区の創意工夫を引き出すこと等に配慮して土地利用促進協議会等に対し、整備した農用地の有効活用を図るための方策の検討や導入についての一層の助言・支援を行う必要がある。

2 土地改良施設の有効利用等

(1) 国営土地改良施設の有効利用の促進

【調査結果のポイント】

同じ土地改良施設でありながら管理委託先が異なるとして小水力発電施設の発電電力の供給対象としていないものがみられた。
取水実績がない又は低い水利施設がみられた。

【事例】

小水力発電施設で発電した電力の供給対象施設として地元市町村管理委託施設が除外されているもの（迫川上流かんがい排水事業：3施設）

関連事業の遅れもあって、稼働率（取水量実績の施設最大容量に対する割合）の低い水利施設（同上：2施設）

作付け品目の変更等により、平成11年度以降、取水実績がない水利施設（雄国山麓総合農地開発事業：1施設）

【改善意見】

小水力発電施設で発電した電力の売却費の充当対象施設の拡大について検討すること。また、稼働率の低い水利施設については、その解消のため関連事業との調整を一層図るとともに、近年、取水実績がない水利施設については、受益者の意向を踏まえ、その有効活用に向けた検討を行うこと。

(2) 土地改良施設の安全性の確保

【調査結果のポイント】

用排水路等に転落防護柵の設置がない等、安全対策に検討を要するものがみられた。

【事例】

民家又は一般道路に近接している用排水路について、防護柵等を十分に設置していないもの

（胆沢平野かんがい排水事業：4路線）

排水路の防護柵と一般道路橋の欄干との間に隙間がある箇所について、チェーンを張る等の防護措置を講じていないもの（同上：1路線2か所）

水路、頭首工、揚水機場の管理用出入口扉等に施錠がないもの又は出入口を塞

ぐチェーンが破損したまま放置されているもの

(同上：用水路 2 路線、排水路 4 路線、頭首工 1 か所、須川地区総合農地開発事業：揚水機場 1 か所)

日常の巡視、点検等を受託した土地改良区において、日常の巡視が不十分なこともあって用排水路敷の無断占用が行われているもの

(胆沢平野かんがい排水事業：用水路 1 路線、排水路 2 路線)

【改善意見】

**施設の規模、周辺環境に応じて転落防止対策を十分講ずること。
また、一層の巡視・点検に努めるよう土地改良区を指導すること。**

3 その他

(1) 事務手続の適正化等

【調査結果のポイント】

土地改良事業の実施、土地改良施設の事務手続に適正を欠く事例がみられた。

【事例】

土地改良区が維持管理業務の一環として行うことができたとも考えられる土地改良区の財産である頭首工の補修工事を、国への寄付手続終了前に国営事業として実施しているもの(鳴瀬川かんがい排水事業：1施設)

既に消滅し、又は利用されていない施設が用途廃止手続がなされないままとなっているもの(薬菜山麓地区農地開発事業)

流水の占用の許可(河川法第 23 条)の許可期間を過ぎても許可の更新協議が終了しないまま、農業用水を取水しているもの(会津北部かんがい排水事業)

【改善意見】

既設の頭首工等の必要な補修等について今後直轄で行う場合は、当該工事の重要性、緊急性のほか、土地改良区の維持管理業務との役割分担も含め、その内容について検討すること。また、直轄で行う場合は、寄付に係る事務手続を適正に行うこと。

既に消滅し、又は利用していない土地改良施設については、用途廃止の手続を行うこと。

会津北部かんがい排水事業地域内における河川法第23条の許可の更新を速やかに行うこと。また、今後、許可の更新に際しての河川管理者との協議は、許可期間内に更新手続を完了させるように努めること。

(2) 魚道の遡上効果の検証

【調査結果のポイント】

技術的に研究途上にあると言われている魚道の遡上効果について検証を提言

【事例】

魚道の型式には大別すると、階段式、アイスハーバー型、バーチカルスロット型及びその他がある。

階段式は比較的古い年代の工事において設置された旧式のもので、概して河川の流量増加時には本型式の特徴である階段効果が消失し、魚類の遡上が困難になりやすいと言われている。また、アイスハーバー型及びバーチカルスロット型は相対的に遡上効果が高いと言われている。しかし、魚道の型式、設計内容については、技術的にいまだ研究途上にあると言われており、また、魚道の遡上効果については、設置箇所それぞれの気象条件、河川の流況等の影響も大きい。

今回、調査対象とした鳴瀬川及び迫川上流地区の7頭首工に付帯する11魚道の型式の内訳は、階段式5、アイスハーバー型2、バーチカルスロット型3、その他1となっている。

【改善意見】

設置した魚道について、遡上効果の検証に努め、検証結果を今後の頭首工等の整備・改修工事に活用していくこと。

(制度説明資料)

土地改良事業

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて実施される農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業で、土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更の事業、区画整理の事業、農用地の造成の事業、埋立て又は干拓の事業、農用地又は土地改良施設の復旧の事業、交換分合の事業、その他農用地の改良又は保全のため必要な事業がある。

土地改良事業は、事業主体により 国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業及び 団体営土地改良事業に区分される。

土地改良施設

農業用排水施設、農業用道路、その他農用地の保全又は利用上必要な施設(土地改良法第2条第2項第1号)

農用地

耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地(同法第2条第1項)